

平成30年4月

# 安全運転管理者選任の手引き



秋田県警察本部

# 目 次

1	安全運転管理者制度	1
2	安全運転管理者、副安全運転管理者を選任しなければならない事業所	1
3	安全運転管理者、副安全運転管理者の資格要件	1
4	安全運転管理者、副安全運転管理者の選任	2
5	安全運転管理者の責任と義務	3
6	安全運転管理者の権限	3
7	安全運転管理者等に対する講習	3
8	選任、解任、届出事項の変更届等	4
9	届出に必要な書類	5
	<b>【記載例】</b>	
	安全運転管理者に関する届出書	6～7
	副安全運転管理者に関する届出書	8～9
	職務経歴書	10
	安全運転管理者証事業所名記載内容確認書	11
	安全運転管理者証用写真に関する留意事項	12

## 1 安全運転管理者制度

安全運転管理者制度は、昭和40年の道路交通法の改正により発足しました。当時、自家用自動車による交通事故を分析した結果、企業に関係のある、しかも企業責任がある交通事故が非常に多く発生していることが明らかになりました。このような実態を考えますと、広く道路交通の安全と秩序を守るためには、企業が使用する自動車の交通事故防止対策が非常に重要になってきます。

そこで、自家用自動車を使用する企業の社会的責任を法によって明らかにするとともに企業における自動車の安全な運転を確保させようという趣旨のもとに、この制度が生まれたものです。

## 2 安全運転管理者、副安全運転管理者を選任しなければならない事業所等

企業等の自動車の使用者等は、道路交通法に規定する安全運転に関する事項を遵守させるよう努めなければならない、その安全運転に必要な業務を行わせるため規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者等を選任しなければなりません。

管理者の選任を必要とする自動車の台数については次のとおりです。

### 【安全運転管理者】

- ① 乗車定員11人以上の自動車の場合は1台以上
- ② その他の自動車の場合は5台以上（大型・普通自動二輪車は0.5台として計算）
- ③ 自動車運転代行業の場合は営業所毎と

### 【副安全運転管理者】

- ① 自動車の台数が20台以上40台未満は1人以上、40台以上は20台を超えるごとに1人を加算した以上の副安全運転管理者を選任しなければなりません。
- ② 自動車運転代行業の場合は営業所毎に、自動車の台数が10台以上20台未満は1人以上、20台以上は10台を超える毎に1人を加算した以上の副安全運転管理者を選任しなければなりません。

※ 参照 道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則第9条の8、第9条の11

## 3 安全運転管理者、副安全運転管理者の資格要件

### 【安全運転管理者】

- ① 年齢20歳以上の方。ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合にあっては30歳以上の方。
- ② 2年以上の自動車の運転の管理の実務経験を有する方（運転管理に関する公安委員会の教習を終了した方は実務経験1年以上。）。又は同等以上の能力があると公安委員会から認定された方。
- ③ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない方。
- ④ 過去2年以内に、次の違反行為をしたことのない方。
  - ・ ひき逃げ
  - ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転
  - ・ 無免許運転に係わる車両の提供・無免許運転の車両への同乗

- ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗
- ・ 酒酔い運転・酒気帯び運転・麻薬等運転・過労運転の下命、容認
- ・ 無免許運転・無資格運転の下命、容認
- ・ 最高速度違反運転・積載制限違反運転及び放置駐車違反の下命、容認
- ・ 自動車使用制限命令違反

【副安全運転管理者】

- ① 20歳以上の方。
- ② 1年以上の自動車の運転の管理の実務経験を有する方、若しくは3年以上の運転経験を有する方。またこれらと同等以上の能力があると公安委員会から認定された方。
- ③ 過去2年以内に、公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない方。
- ④ 過去2年以内に、一定の違反行為をしていない方。（一定の違反行為については安全運転管理者の資格要件④に同じ。）

※ 参照 道路交通法施行規則第9条の9

○ 自動車の運転の管理の実務経験

自動車の運転の管理の実務経験とは、過去に「安全運転管理者」「副安全運転管理者」として運転の管理を行っていた経験のほか、道路運送法に基づく「運行管理者」や、法定外の安全運転管理者（法の規定台数に満たない事業所で、現に安全運転管理の実務を行っていた経験のある方）をいいます。

※自動車の整備に関する業務や、単に運転業務に従事していた経験は、運転の管理の経験には含まれません。

○ 公安委員会の認定

公安委員会の認定とは、自動車の運転の管理の実務経験を有する方と同等の能力を有すると公安委員会が認定した方、又はその認定を受けようとする方で、安全運転中央研修所の「安全運転管理課程」の修了者や、他都道府県において「公安委員会が行う教習」（秋田県では実施していません。）の修了者の方は、公安委員会が認定した方とみなされます。

新規に認定を受けようとする方は、「届出書」が「認定申請書」に読み替えられ、個別の職務経歴や、現在の職場での役職（社員を指導する立場）等により、認定審査が行われます。

4 安全運転管理者、副安全運転管理者の選任

安全運転管理者等は、法律に定める資格要件を満たしている方であるのはもちろんですが、さらに、その方が責任を持って自動車の安全な運転に必要な業務を行うことが要求されます。したがって、職務上の地位と管理能力を総合的に判断して人選するとともに、専従的に運転管理に当たる方、または本来の業務が運転管理と密接な関連を持った

地位にある方が望ましく、管理者としての企画力、指導力、実行力等があり、かつ安全運転についての知識地域を有している方を選任する必要があります。

## 5 安全運転管理者等の責任と義務

安全運転管理者等は、企業内において、法律で定められている次の安全運転管理業務を行わなければなりません。

### (1) 安全運転管理業務とは

#### ① 運転者の状況把握

運転者の運転適性、安全運転に関する技能・知識、道路交通法の遵守の状況を把握するための措置を講ずること。

#### ② 安全運転確保のための運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止、その他安全運転を確保することに留意して、自動車の運行計画を作成すること。

#### ③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置

長距離、夜間の運転の場合、疲労等により安全運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、あらかじめ、交替する運転手を配置すること。

#### ④ 異常気象時等の安全確保の措置

異常な天候、天災等により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときに、必要な指示や、その他安全運転確保のための措置を講ずること。

#### ⑤ 点呼等による安全運転の指示

点呼等により、自動車の運行前点検の状況や、運転手の健康状態等を確認し、安全運転を確保するための必要な指示を与えること。

#### ⑥ 運転日誌の記録

運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備付け、運転者に記録させること。

#### ⑦ 運転者に対する指導

「交通安全教育指針」に基づく安全教育のほか、安全運転に関する技能や知識などの指導を行うこと。

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 6 安全運転管理者の権限

安全運転管理者を選任している事業主は、選任した安全運転管理者に対し、上記の安全運転管理業務を行うための、必要な権限を与えなければなりません。

安全運転管理者等に職務上の権限がないと、安全運転管理が機能しません。

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 7 選任、解任、届出事項の変更届等

安全運転管理者または副安全運転管理者を選任又は解任したときは、その日から15日以内（自動車運転代行業にあっては10日以内）に、自動車の使用の本拠を管轄する警察

署に届出しなければなりません。

届出事項に次のような変更があったときは、速やかに警察署に届出しなければなりません。

- ① 届出者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- ② 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- ③ 安全運転管理者または副安全運転管理者の職務上の地位
- ④ その他、自動車台数、運転者数等

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 8 認定申請

法律に定められている自動車の運転の管理経験が無い方は、警察署に認定申請の届出をして、公安委員会の認定を受けなければなりません。

認定申請は安全運転管理者、副安全運転管理者の選任と同様の手続きとなり、個別に認定審査され、安全運転管理者等に認定通知書が交付されます。

## 9 安全運転管理者等講習の受講義務

安全運転管理者等を選任している事業主は、公安委員会から安全運転管理者講習の通知を受けたときは、安全運転管理者、副安全運転管理者にその講習を受けさせなければなりません。

※ 参照 道路交通法第74条の3

## 10 安全運転管理者証の交付

公安委員会は、安全運転管理者等の選任届を受理しますとこれを審査し、要件を備えているときは、安全運転管理者証、又は副安全運転管理者証を交付します。

解任されたときは届出する警察署に返納してください。

## 11 自動車運転代行業

道路交通法、道路交通法施行規則の各条文については、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において規定されている読替え規定（内閣府令）が適用されます。

自動車運転代行業の方の届出に必要な書類は、一般事業所の方と異なることから、個別に警察署の警察官に事前の確認をお願いします。

【届出に必要な書類】

安全運転管理者、副安全運転管理者の届出に必要な書類は、次のとおりです。

届出区分	選任届				解任届		届出事項変更届		
	安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者	副安全運転管理者	安全運転管理者	副安全運転管理者	その他の事項
届出区別	2年以上の経験有り	無し	1年以上の経験有り	無し					
自動車の運転の管理の実務経験	2年以上の経験有り	無し	1年以上の経験有り	無し	安全運転管理者	副安全運転管理者	安全運転管理者	副安全運転管理者	その他の事項
安全運転管理者に関する届出書	○	○			○		○		○
副安全運転管理者に関する届出書			○	○		○		○	
自動車運転免許証の写しなど【注1】	○	○	○	○			○	○	
職務経歴書等【注2】	○	○	○	○					
運転記録証明書又はその写し	○	○	○	○					
履歴書【注3】		○		○					
写真【注4】	○	○	○	○					

【注1】 運転免許証の写しのほか、氏名、生年月日及び住所が確認出来るもののコピーでの提出も可能です。ただし、副安全運転管理者で、資格要件が「運転の経験期間が3年以上」となる方は、運転免許証の写しに限ります。

【注2】 職務経歴書のほか、安全運転中央研修所の安全運転管理者課程の修了証や、他都道府県での公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習の終了証等のコピーでの提出が可能です。ただし、自動車の運転の管理の実務経験が無い方の提出は不要です。

【注3】 学歴を除く、職歴のみを記載し、市販されている履歴書用紙でも可能です。ただし、副安全運転管理者で、資格要件が「運転の経験期間が3年以上」となる方で運転免許証の写しを提出した方の履歴書は不要となります。

【注4】 6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3 cm、横2.4cmの写真1枚。

※ 安全運転管理者等の選任届、届出事項の変更届、解任届、職務経歴書の各用紙は、各警察署に備えてあります。

※ 県警ホームページから様式（一太郎・ワード・PDF）をダウンロードしパソコン等で作成することも可能です。

※ 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書の申込用紙は、警察署、交番、駐在所、自動車安全運転センター秋田県事務所に備えてあります。

運転記録証明書は届出の前30日以内のもの

※ 参照 秋田県道路交通法施行細則第11条の2、第11条の3

## 【記載例】

様式第9号（第11条の2関係）

※整理番号 (安管- ① )	
<b>安全運転管理者に関する届出書</b>	
秋田県公安委員会 殿	
平成〇〇年3月22日	
安全運転管理者を(選任・解任)したので、届け出ます。 届出事項を変更	
住所 秋田市山王四丁目1番5号 氏名 株式会社秋田商事 代表取締役 秋田 一郎 ㊟	
③ (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
(電話番号 018 - 863 - 1111) (ファックス番号 018 - 863 - 1111)	
選任年月日 ④	平成29年3月10日
安全運転管理者の氏名	(ふりがな) あきた じろう 秋田 次郎
資格要件 ⑤	生年月日 (年齢) 昭和45年2月2日 (47歳) 運転の管理経験 ① 2年以上 ② 教習終了者 1年以上 ③ 公安委員会の認定
名称 ⑥	株式会社 秋田商事
使用位置	秋田市山王四丁目1番5号
業種別 ⑦	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 ⑨ 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他

① 「整理番号」  
警察署の職員が記入することから、空欄のまま提出する。

② 「届出区分」  
該当する項目に○印を付ける。  
「選任」…管理者を選任したとき  
「解任」…管理者を解任したとき  
「選任・解任」  
…管理者を交代したとき  
「届出事項を変更」  
…届出事項に変更があったとき

③ 「届出者」  
自動車の使用者（事業証等）からの届出であることから、原則として事業所の代表者・所在地を記載（ゴム印等での記載も可）し社印等を押印する。  
使用の本拠が営業所、支店等の場合は、営業所長や支店長の届出でも可。

④ 「選任年月日」  
実際に管理者を選任した月日を記載する。

⑤ 「資格要件」  
該当する項目に○印を付ける。  
1 「2年以上」  
自動車の運転の管理の経験が2年以上ある場合。  
2 「教習終了者1年以上」  
公安委員会の行う教習を修了した方で、自動車の運転の管理の経験が1年以上ある場合。  
3 「公安委員会の認定」  
上記1、2に該当しない方。

⑥ 「名称」  
営業所、支店名等まで正確に記載する。  
※名称が20文字を超える場合、別紙の安全運転管理者証事業所名記載内容確認書を作成する。

⑦ 「業種別」  
複数の業種を兼ねている事業所は、主たる業種を選択し○印を付ける。

## 【記載例】

職務上の地位 ⑧ 営業課長			使用の本拠における自動車の台数・運転者数																		
安全運転管理者が運転免許を有している場合 ⑨	免許の種類	中型一種			乗用					貨物					計						
	免許年月日	H3.8.9			大型	中型	準中	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪			
	免許番号	238012344567-12340						20						2						22	
	交付年月日	平成27年1月7日																			
交付公安委員会	秋田県公安委員会																				
安全運転管理者の勤務の態様 ⑩	勤務	日勤 隔日 その他 ( )																			
	副安全管理者の有無	有 (1名) 無																			
安全運転管理者の略歴 ⑪	勤務期間	勤務所名	職名																		
	自H6.4.1至H12.3.31	(株)秋田商事	営業係長																		
	自H12.4.1至H〇.〇.〇	同上	営業課長																		
	自 . . . 至 . . .																				
	自 . . . 至 . . .																				
前安全運転管理者 ⑭	解任年月日	平成29年3月10日																			
	氏名	秋田 五郎																			
	解任事由	1 死亡 ② 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ( )																			
備考 ⑮																					

### ⑧ 「職務上の地位」

代表取締役、専務取締役、所長、支店長、〇〇部長、〇〇課長・係長・主任等の地位等を具体的に記載する。

### ⑨ 「安全運転管理者の運転免許」

自動車の運転免許をを持っている方は、記載内容を確認し正確に記載する。

### ⑩ 「安全運転管理者の勤務形態」

勤務・・・該当する事項に○印を付ける。  
副安全運転管理者の有無・・・該当する項目に○印を付け ( ) 内にはその人数を記載する。

### ⑪ 「安全運転管理者の略歴」

これまで安全運転管理者、副安全運転管理者としての経歴を記載する。  
安全運転管理者、副安全運転管理者の経験が無い場合は記載しない。

### ⑫ 「自動車の台数」

登録車両だけでなく、使用している全ての自動車の台数を記載する。

### ⑬ 「運転者数」

専従・・・通常の運転担当者の人数を所持している運転免許の区分(最上位種別)別に人数を記載する。

予備・・・業務として運転する可能性のある人数を所持している運転免許の区分(最上位種別)別に記載する。

### ⑭ 「前安全運転管理者」

安全運転管理者が交代(選任・解任)した場合、前任の安全運転管理者の氏名を記載する。

解任年月日は、実際に解任の事由が発生した月日を記載する。

解任事由に該当する項目がない場合、「5 その他」に○印を付け ( ) 内に解任事由を記載する。

### ⑮ 「備考」

届出者の電話番号と使用の本拠の名称の連絡先が異なる場合は、連絡先の電話番号を記載する。

届出事項の変更の場合は、変更内容を簡記する。

## 【記載例】

様式第10号（第11条の2関係）

※整理番号 ① (安管- ) (副安管- )	
<b>副安全運転管理者に関する届出書</b>	
秋田県公安委員会 殿 副安全運転管理者を(選任・解任)したので、届け出ます。 届出事項を変更	
平成〇〇年3月22日	
住所 秋田市山王四丁目1番5号 氏名 株式会社秋田商事 代表取締役 秋田 一郎	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
(電話番号 018 - 863 - 1111) (ファックス番号 018 - 863 - 1111)	
選任年月日 ④ 平成29年3月10日	名称 ⑥ 株式会社 秋田商事
副安全運転管理者の氏名 (ふりがな) あきた さぶろう 秋田 三郎	使用位置 秋田市山王四丁目1番5号
⑤ 資格要件 生年月日 (年齢) 昭和50年2月1日 (42歳) 1 運転の管理経験 1年以上 ② 運転の経験期間 3年以上 3 公安委員会の認定	⑦ 業種別 1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 ⑨ 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他

①「整理番号」  
警察署の職員が記入することから、空欄のまま提出する。

②「届出区分」  
該当する項目に○印を付ける。  
「選任」…副管理者を選任したとき  
「解任」…副管理者を解任したとき  
「選任・解任」  
…副管理者を交代したとき  
「届出事項を変更」  
…副管理者の指名に変更があったとき

③「届出者」  
自動車の使用者（事業証等）からの届出であることから、原則として事業所の代表者・所在地を記載（ゴム印等での記載も可）し社印等を押印する。  
使用の本拠が営業所、支店等の場合は、営業所長や支店長の届出でも可。

④「選任年月日」  
実際に管理者を選任した月日を記載する。

⑤「資格要件」  
該当する項目に○印を付ける。  
1「運転の管理経験1年以上」  
自動車の運転の管理の経験が1年以上ある場合。  
2「運転の経験期間が3年以上」  
自動車の運転経験の期間が3年以上ある場合。  
3「公安委員会の認定」  
上記1、2に該当しない方。  
※ 上記1、2の双方に該当する場合は1に○印を付ける。

⑥「名称」  
営業所、支店名等まで正確に記載する。  
※名称が20文字を超える場合、別紙の安全運転管理者証事業所名記載内容確認書を作成する。

⑦「業種別」  
複数の業種を兼ねている事業所は、主たる業種を選択し○印を付ける。

【記載例】

職務上の地位 ⑧ 係長				使用の本拠における自動車の台数・運転者数	乗用貨物										計					
⑨ 副安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許の種類	中型一種			大型	中型	準中	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽		大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	
	免許年月日	H5.5.7							20					2						
	免許番号	238612349880-12340																		
	交付年月日	平成28年4月25日																		
交付公安委員会	秋田県公安委員会																			
⑩ 副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	① 日勤 ② 隔日 その他 ( )			免	大	中	準	普	大	大	普	小	小		大	大	普	計	
	副安全管理者の有無	③ (1名) 無			種	一	二	中	一	一	一	二	自	自		二	特	引		
⑪ 副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名			職名	専														
	自 . . . 至 . . .					従														
	自 . . . 至 . . .				予															
	自 . . . 至 . . .				備															
	自 . . . 至 . . .				前管															
	自 . . . 至 . . .				副安															
備考 ⑬				解任年月日	平成29年3月10日															
				氏名	秋田 七郎															
				解任事由	1 死亡 ② 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ( )															

⑧ 「職務上の地位」  
代表取締役、専務取締役、所長、支店長、〇〇部長、〇〇課長・係長・主任等の地位等を具体的に記載する。

⑨ 「安全運転管理者の運転免許」  
自動車の運転免許をを持っている方は、記載内容を確認し正確に記載する。

⑩ 「安全運転管理者の勤務形態」  
勤務・・・該当する事項に○印を付ける。  
副安全運転管理者の有無・・・該当する項目に○印を付け ( ) 内にはその人数を記載する。

⑪ 「副安全運転管理者の略歴」  
副安全運転管理者のみならず、安全運転管理者、副安全運転管理の者の経歴について記載する。  
経験が無い場合は記載しない。

⑫ 「自動車の台数」  
登録車両だけでなく、使用している全ての自動車の台数を記載する。

⑬ 「運転者数」  
専従・・・通常の運転担当者の人数を所持している運転免許の区分(最上位種別)別に人数を記載する。  
予備・・・業務として運転する可能性のある人数を所持している運転免許の区分(最上位種別)別に記載する。

⑭ 「前副安全運転管理者」  
副安全運転管理者が交代(選任・解任)した場合、前任の副安全運転管理者の氏名を記載する。  
解任年月日は、実際に解任の事由が発生した月日を記載する。  
解任事由に該当する項目がない場合、「5その他」に○印を付け ( ) 内に解任事由を記載する。

⑮ 「備考」  
届出者の電話番号と使用の本拠の名称の連絡先が異なる場合は、連絡先の電話番号を記載する。  
副管理者の指名の変更の場合は、「副安全運転管理者の指名変更」と記載。

① 「安全運転管理に従事した職務期間」

自動車の運転の管理の実務経験がある場合その経歴を記載する。

実際に安全運転管理者等の経歴や、運行管理者、法定外の安全運転管理者等の経歴が無い場合の作成は不要。

② 「職務上の地位」

自動車の運転の管理の実務を行っていた際の職務上の地位を具体的に記載する。

③ 「安全運転管理者等の具体的内容」

自動車の運転の管理の職務経歴がある場合はその名称を記載する。

安全運転管理者等、又は法定外の安全運転管理者等、若しくは運行管理者等の経歴はないものの、安全運転管理者業務の経歴のある場合は、7つの業務中該当する主な業務内容を具体的に記載する。

例

- ・ 運転者の管理、安全指導など
- ・ 運行計画の作成、管理など
- ・ 車両の整備、管理など

※単に運転業務への従事や、運転担当車両の保管整備等は自動車の運転の管理業務にはあたりません。

※ 「法定外の安全運転管理者」

道路交通法定める安全運転管理者等の設置基準以下（自動車5台未満）の事業所で、実際に安全運転管理業務（政令に定める7つの業務）を行っていた方。

政令に定める安全運転管理業務については、手引き中の

5 安全運転管理者等の責任と義務

(1) 安全運転管理業務とはを参照のこと。

【記載例】

様式第11号(第11条の2関係)

職 務 経 歴 書

住 所	秋田市川尻一丁目2番3号		
氏 名	秋 田 次 郎 昭和45年2月2日生		
安全運転管理 した職務期間	勤務先の名称又は氏名	職務 の地位	安全運転管理の具体的内容
25年 4月 30年 3月	株式会社 秋田商事	営業係長	副安全運転管理者
30年 4月 年 月	株式会社 秋田商事	営業課長	安全運転管理者
			例～法定外の安全運転管理者
			例～法定外の副安全運転管理者
			例～運行管理者
上記のとおり相違ないことを証明する。			
			<input type="checkbox"/>
			平成〇〇年〇〇月〇〇日
			④ 株式会社 秋田商事 代表取締役 秋 田 一 郎 印

④ 「証明者」

自動車の運転の管理の経歴を証明出来る立場にある方（前職での経歴の場合、その前職の証明出来る立場ある方）の署名（記名）押印。

法定の安全運転管理者等の経歴を有する場合は（前職で安全運転管理者等に認定されている方）証明者欄は空欄のままで記名は不要です。

※ 事業所名が20文字以内の場合の提出は不要です。

① 「整理番号」  
警察署の職員が記入することから、空欄のまま提出する。

② 「安全運転管理者証用事業所名」  
20文字以内（10文字2行）で□に一文字ずつ記載する。  
講習の際の身分確認等に使用しますので、事業所名が区別出来る程度で記載してください。

※ 記載していただいた事業所名で安全運転管理者の証明書を作成します。

例

正式名

「株式会社秋田中央商工事務所山王第2営業部営業管理課」

記載名

「(株) 秋田中商事務所山王第2営業管理課」

## 【記載例】

様式様式

年 月 日

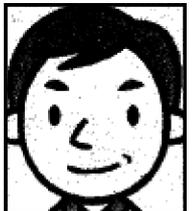
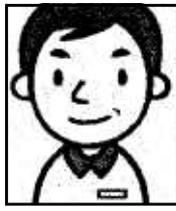
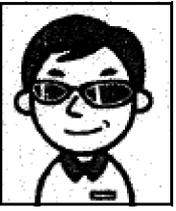
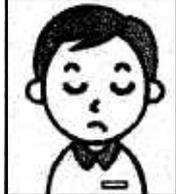
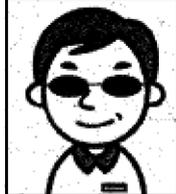
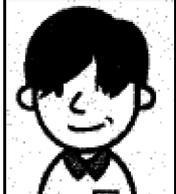
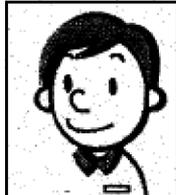
安全運転管理者証事業所名記載内容確認書

※整理番号 ①	<input type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 副																				
安全運転管理者等の氏名																					
生年月日(年齢)	年 月 日 ( 歳 )																				
事業所名 ※正式名																					
② 安全運転管理者証用事業所名																					
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table>		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□												
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□												

注1 整理番号は受理した警察職員が記入すること。

注2 事業所名が20文字以内の場合の作成、提出は不要です。

【安全運転管理者証用写真に関する留意事項】

<p>適性な写真</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>○届出前6月以内に撮影したもの                  ○無帽、正面、無背景で上三分身(概ね胸から上)のもの                  ○大きさ、縦3 cm、横2.4cmのもの                  ○頭上に約3 mmの空白がある                  ○画像に傷、汚れがなく鮮明で個人の識別ができるもの                  ※写真の裏面に氏名を記載して下さい。</p> </div> </div>				
<p>不適切な写真の例</p>					
	<p>顔が大きすぎる</p>	<p>顔が小さすぎる</p>	<p>頭が切れている</p>	<p>上3ミリの余裕がない</p>	<p>メガネが光っている</p>
					
	<p>目を閉じている</p>	<p>笑っている</p>	<p>色の濃いサングラス（目が見えない）</p>	<p>前髪が目にかかっている</p>	<p>衣服で顔が隠れている</p>
					
<p>帽子を被っている</p>	<p>はちまき等をしている</p>	<p>正面でない</p>	<p>無背景でない</p>	<p>背景と服の色が同化している</p>	